

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律
の施行について（依命通達）（抄）

（平5.7.7 乙刑発第7号、警察庁次長から各都道府県
（方面）公安委員会委員長、各地方機関の長、各都道
府県警察の長あて）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律
(平成5年法律第41号。別紙2参照。)が、平成5年5月12日に公布さ
れ、同年8月1日から施行されることとなった（改正の趣旨及び改正の要点
は別紙1のとおり。）。

今回の改正に係る運用上の留意事項は次のとおりであるので、事務処理上
遺憾のないようにされたい。

- 1 指定暴力団の組織統制の弱体化を図るため、加入の強要の命令、指詰め
の強要の命令の規制等を積極的に活用して指定暴力団中枢部の責任追及を図
ること。
- 2 暴力団員の社会復帰対策については、改正の趣旨にかんがみ、職業安定
行政機関、矯正行政機関、更生保護行政機関及びその関係団体との連携の強
化に努め、一層強力に推進すること。
- 3 暴力団を利用する行為の絶無を期するため、犯罪検挙並びに暴力的要
求行為の要求等の規制及び改正により新設された暴力的要挙行為を助ける行
為の規制を活用した一層強力な取締りを推進すること。
- 4 改正の趣旨及び内容について、警察職員に対する指導教養の万全を期す
るとともに、適切な広報啓発活動により国民一般にも周知徹底を図ること。
命により通達する。

別紙 1

第1 改正の趣旨

最近における暴力団からの離脱者の増加その他暴力団に係る情勢にかんがみ、暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為を禁止し、暴力団への加入の強要等の行為に関する規制を強化するとともに、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するために都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う措置についての規定を整備するほか、暴力的 requirement 行為に係る規定を整備する等所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為の規制関係

(1) 指詰めの強要等の禁止等に関する規定（法（改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律をいう。以下同じ。）第20条及び第22条）

暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を阻害する不当な行為を防止するため、法第20条においては指詰めの強要等の禁止に関する規定を、法第22条においては指詰めの強要等に対する措置に関する規定を定めた。

ア 指詰めの強要等の禁止（法第20条）

法第20条においては、指定暴力団員が他の指定暴力団員に対して指詰め（暴力団員が、その所属する暴力団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪等の趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。）をすることを強要し、若しくは勧誘し、又は他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助してはならないことを定めた。

イ 指詰めの強要等に対する中止命令及び再発防止命令（法第22条）

法第20条の規定に違反した指定暴力団員に対して、法第22条第1項においては、公安委員会が中止命令をすることができることを、同条第2項においては、公安委員会が再発防止命令をすることができるることを定めた。

なお、同条第1項の規定による中止命令は、他の中止命令と異なる

り、具体的な法益侵害の発生（相手方の困惑等）は必要なく、法第20条の規定に違反する行為があれば中止命令を発することができるものである。

(2) 指詰めの強要の命令等の禁止等に関する規定（法第21条及び第23条）

指詰めの強要等の禁止を実効あるものとするため、法第21条においては指詰めの強要の命令等の禁止に関する規定を、法第23条においては指詰めの強要の命令等に対する措置に関する規定を定めた。

ア 指詰めの強要の命令等の禁止（法第21条）

法第21条第1項においては、指定暴力団員はその配下の指定暴力団員（以下「配下指定暴力団員」という。）に対して法第20条の規定に違反する行為をすることを命じ、又は配下指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならないことを、法第21条第2項においては、指定暴力団員が他の指定暴力団員に対して法第20条の規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けてはならないことを定めた。

イ 指詰めの強要の命令等に対する再発防止命令（法第23条）

法第23条においては、法第21条の規定に違反した指定暴力団員に対して、公安委員会は再発防止命令をすることができることを定めた。

(3) 少年に対する入れ墨の強要等の禁止等に関する規定（法第24条及び第26条）

是非弁別能力の未熟な少年が無思慮に入れ墨を入れ、暴力団とのかかりを絶つことができなくなることを防止するため、法第24条においては少年に対する入れ墨の強要等の禁止に関する規定を、法第26条においては少年に対する入れ墨の強要等に対する措置に関する規定を定めた。

ア 少年に対する入れ墨の強要等の禁止（法第24条）

法第24条においては、指定暴力団員は、少年に対して入れ墨を施し、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し又は少年が入れ墨を受けることを補助してはならないことを定めた

イ 少年に対する入れ墨の強要等に対する措置（法第26条）

法第24条の規定に違反した指定暴力団員に対して、法第26条第1項においては公安委員会が中止命令をすることができるとし、同条第2項においては公安委員会が再発防止命令をすることができることを定めた。

なお、同条第1項の規定による中止命令は、他の中止命令とは異なり、指定暴力団員による法第24条の規定に違反する行為がその相手方の少年の保護者の意思に反していると公安委員会が認める場合にも発することができるものである。

(4) 少年に対する入れ墨の強要の要求等の禁止等（法第25条及び第27条）

少年に対する入れ墨の強要等の禁止を実効あるものとするため、法第25条においては少年に対する入れ墨の強要の要求等の禁止に関する規定を、法第27条においては少年に対する入れ墨の強要の要求等に対する措置に関する規定を定めた。

ア 少年に対する入れ墨の強要の要求等の禁止（法第25条）

法第25条においては、指定暴力団員は他の指定暴力団員に対して法第24条の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けてはならないことを定めた。

イ 少年に対する入れ墨の強要の要求等に対する措置（法第27条）

法第27条においては、法第25条の規定に違反する行為をした指定暴力団員に対して公安委員会は再発防止命令をすることができることを定めた。

2 暴力団への加入の強要等の行為に関する規制の強化関係

(1) 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等の禁止等に関する規定

（法第16条第3項並びに法第18条第1項及び第2項）

加入強要等の禁止を実効あるものとするため、法第16条第3項においては人を威迫して行うその者と密接な関係を有する者に対する加入の強要等の禁止に関する規定を、法第18条においては人を威迫して行うその者と密接な関係を有する者に対する加入の強要等に対する措置に関

する規定を定めた。

ア 人を威迫して行う密接関係者に対する加入の強要等の禁止（法第16条第3項）

法第16条第3項においては、指定暴力団員は、人を威迫して、その者の親族その他のその者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「密接関係者」という。）に係る組抜け料等（密接関係者の暴力団からの脱退が容認されること等の代償として支払われる金品等をいう。）を支払うこと等を強要し、又は勧誘することその他密接関係者を指定暴力団等に加入させ、又は密接関係者が指定暴力団等から脱退することを妨害するための行為として国家公安委員会規則で定めるものをしてはならないことを定めた。

イ 人を威迫して行う密接関係者に対する加入の強要等に対する措置（法第18条第1項及び第2項）

法第16条第3項の規定に違反した指定暴力団員に対して、法第18条第1項においては、公安委員会は中止命令をすることができることを、同条第2項においては、公安委員会は再発防止命令をすることができることを定めた。

なお、同条第1項の規定による中止命令においては、公安委員会は他の中止命令同様に違反行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができるとともに、その命令が法第16条第3項の規定に違反する行為に係るものであるときは、密接関係者に対する加入強要等の行為を禁止する旨の命令をすることができることを定めた。

(2) 加入の強要の命令等の禁止等に関する規定（法第17条及び第19条）
加入の強要等の禁止（法第16条）を実効あるものとするため、法第17条においては、加入の強要の命令等の禁止に関する規定を、法第19条においては、加入の強要の命令等に対する措置に関する規定を定めた。

ア 加入の強要の命令等の禁止（法第17条）

法第17条第1項においては、指定暴力団員が配下指定暴力団員に対して法第16条の規定に違反する行為をすることを命じ、又はその

配下指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならないことを、法第17条第2項においては、指定暴力団員が他の指定暴力団員に対して法第16条の規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けてはならないことを定めた。

イ 加入の強要の命令等に対する措置（法第19条）

法第19条においては、法第17条の規定に違反した指定暴力団員に対して、公安委員会は再発防止命令をすることができることを定めた。

3 暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するための離脱の意志を有する者に対する援護等（法第28条）

法第28条においては、最近の暴力団離脱者の増加傾向にかんがみ、公安委員会が、暴力団からの離脱の意志を有する者（以下「離脱希望者」という。）その他関係者を対象として、離脱者の就業の円滑化、暴力団による脱退を妨害する行為の予防その他離脱希望者の暴力団からの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずることとともに、暴力団から離脱した者（以下「離脱者」という。）が社会経済活動に参加することの重要性について住民及び事業者の関心を高め、離脱者に対する援護に関する思想を普及するための啓発を行うものとすることを定めた。

4 暴力的 requirement 行為等に係る規制関係

（1）暴力的 requirement 行為に係る行為類型の追加に関する規定（法第9条第5号、第8号、第9号、第10号、第12号及び第14号）

法第9条第5号、第8号、第9号、第10号、第12号及び第14号においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「現行法」という。）制定後に明らかになった暴力団員による新たな不当な資金獲得活動に的確に対処するため、6種類の不当な資金獲得活動について暴力的 requirement 行為として規制することとした。

ア 行為類型の新設（法第9条第9号、第10号及び第12号）

法第9条第9号においては不当な信用取引の要求行為を、同条第10号においては不当な株式買取り等の要求行為を、同条第12号においては競売の対象となるような土地等に係る明渡し料等の要求

行為をそれぞれ暴力的 requirement 行為として新たに禁止することを定めた。

イ 既存の行為類型への追加（法第 9 条第 5 号、第 8 号及び第 14 号）
法第 9 条第 5 号においては用心棒料等要求行為の類型に不当な入場券等の購入要求行為を、同条第 8 号においては不当貸付要求行為の類型に不当な手形割引等の貸借類似の要求行為を、同条第 14 号においては因縁をつけての金品等要求行為の類型に因縁をつけての損失補てん要求行為をそれぞれ暴力的 requirement 行為として追加し、禁止することを定めた。

(2) 暴力的 requirement 行為の要求等の規制の強化等に関する規定（法第 10 条第 2 項及び第 12 条）

指定暴力団員を利用する行為の絶無を期するため、法第 10 条第 2 項においては、暴力的 requirement 行為を助ける行為の禁止に関する規定を、法第 12 条第 2 項においては、暴力的 requirement 行為を助ける行為に対する措置に関する規定を定めるとともに、同条第 1 項においては、暴力的 requirement 行為の要求等に対する措置の強化に関する規定を定めた。

ア 暴力的 requirement 行為を助ける行為の禁止（法第 10 条第 2 項）

法第 10 条第 2 項においては、何人も指定暴力団員が暴力的 requirement 行為を行う現場に立ち会い、その暴力的 requirement 行為を助けてはならないことを定めた。

イ 暴力的 requirement 行為を助ける行為に対する措置（法第 12 条第 2 項）

法第 12 条第 2 項においては、公安委員会は法第 10 条第 2 項の規定に違反した者に対して中止命令をすることができることを定めた。

ウ 暴力的 requirement 行為の要求等に対する措置の強化等（法第 12 条第 1 項）

法第 12 条第 1 項においては、同項の規定による再発防止命令の内容として、違反行為に係る指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員に対しても法第 10 条第 1 項の規定に違反する行為をすることを禁止することができることを定めた。

5 その他

(1) 加入の強要等に係る仮の命令の新設（法第 35 条）

法第 35 条第 1 項の規定による仮の命令の対象に加入の強要等に対する再発防止命令を加えるとともに、新設の再発防止命令についても仮の

命令の対象とした。

(2) 暴力的不法行為等の追加（法別表）

指定暴力団の要件に係る暴力的不法行為等として、別表に現行法制定後に制定された国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第3章に規定する罪及び特定債権等に係る事業の規制に関する法律第6章に規定する罪を追加した。

(3) その他

1から5(1)までの改正に伴い必要となる聴聞、命令等を行う公安委員会、公安委員会の事務の委任、罰則等の規定を整備した。

別紙2

(略)